

## 富士大学「ハラスメント」の防止に関する指針

富士大学（以下、本学）は、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、その他のハラスメント）の行為が人としての人格や尊厳を侵害し、名誉を傷つけるものであることから、法律の定めに従い、この指針を定めます。

### 記

1. 本学は、ハラスメントのない大学づくりを行うために、全ての学生および教職員が対等に尊重され、公正で安全な教育環境と職場環境の実現に努めます。
2. 本学に係わる学生および教職員は、個々の人権を尊重し、かつ男女が対等であることを再認識し、人を傷つけるハラスメント行為を絶対しないよう、また、そのための防止と排除に努めます。
3. 本学の学生および教職員は、ハラスメント行為を受けないようにしなければなりません。もし、ハラスメントの事実が確認された場合は、法律ほか学内規則に基づいて厳正に対処します。

学校法人富士大学ハラスメント防止委員会